

8 耐震診断義務付け道路等の指定について

耐促法が平成25年11月に改正され、第6条第3項第1号の規定に基づき堺市が指定する道路に接する通行障害建築物のうち耐震不明建築物（昭和56年5月31日以前に着工したもの）の所有者に対し、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けできることとなった。

また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震の被害等を踏まえ、平成31年1月に耐促法政省令が改正され、ブロック塀等（補強コンクリートブロック造又は組積造の塀。以下同じ）が倒壊した場合に通行障害が生じる事を防ぐため、建物に附属した一定以上の高さ・長さを有する昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格のブロック塀等について耐震診断の義務付け対象に追加された。

耐促法第6条第3項第1号の規定に基づく耐震診断を義務付ける道路及び耐震診断の結果の報告の期限並びに同条同項第2号に基づく道路を以下のとおりとする。

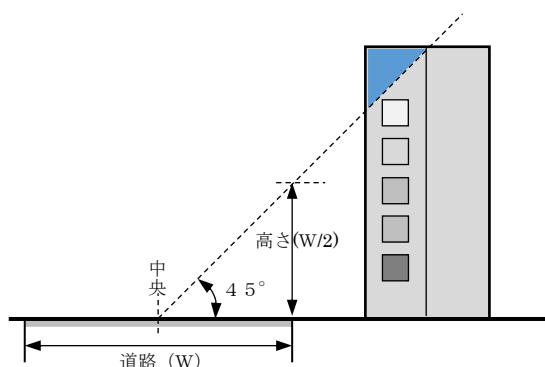
1) 耐震診断を義務付ける道路

平成24年堺市地域防災計画記載の広域緊急交通路及び地域緊急交通路とする。

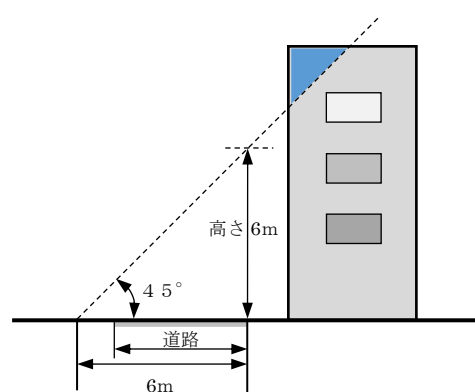
ただし、ブロック塀等の耐震診断を義務付ける道路は、大阪府が義務付け対象に指定している道路を除く

2) 対象となる建物等

① 建物（耐促法施行令第4条第1号）



面している指定緊急交通路の幅員が
12mを超える場合：幅員の1/2より高い建築物



面している指定緊急交通路の幅員が
12m以下の場合：6mより高い建築物

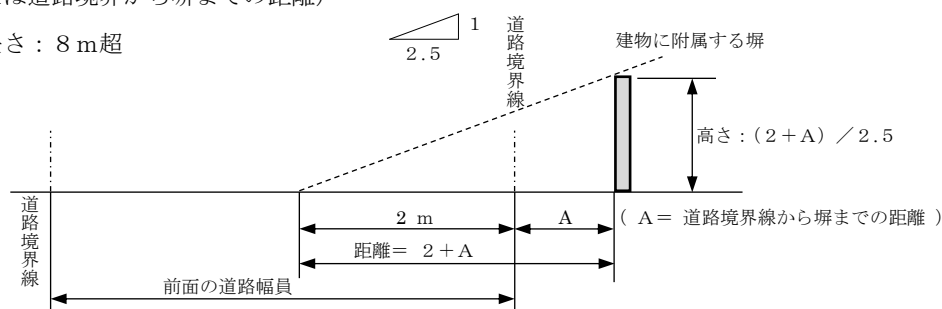
② ブロック塀等（耐促法施行令第4条第2号）

建物に附属するブロック塀のうち、以下の2つを満たすもの

○ 高さ： $(2 + A) / 2.5$ m超

（Aは道路境界から塀までの距離）

○ 長さ：8 m超



3) 耐震診断結果報告の期限

建築物：平成29年12月31日とする。

ブロック塀等：令和5年3月31日とする。

4) 耐促法第6条第3項第2号の道路について

耐促法第6条第3項第2号の規定に基づく道路は以下の通りとする。（ただし、1）で指定した道路を除く。）

- ① 1）で指定した道路から災害医療協力病院（救急告示病院）へ通じる道路
- ② 1）で指定した道路から広域避難地へ通じる道路
- ③ 1）で指定した道路からライフライン関連拠点施設へ通じる道路

5) ブロック塀等安全確保に関する事業（国土交通省社会資本整備交付金住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業）の対象となる耐震改修促進計画に位置付けた避難路（ロー16-（12）-①住宅・建築物耐震改修事業1-2-十三））

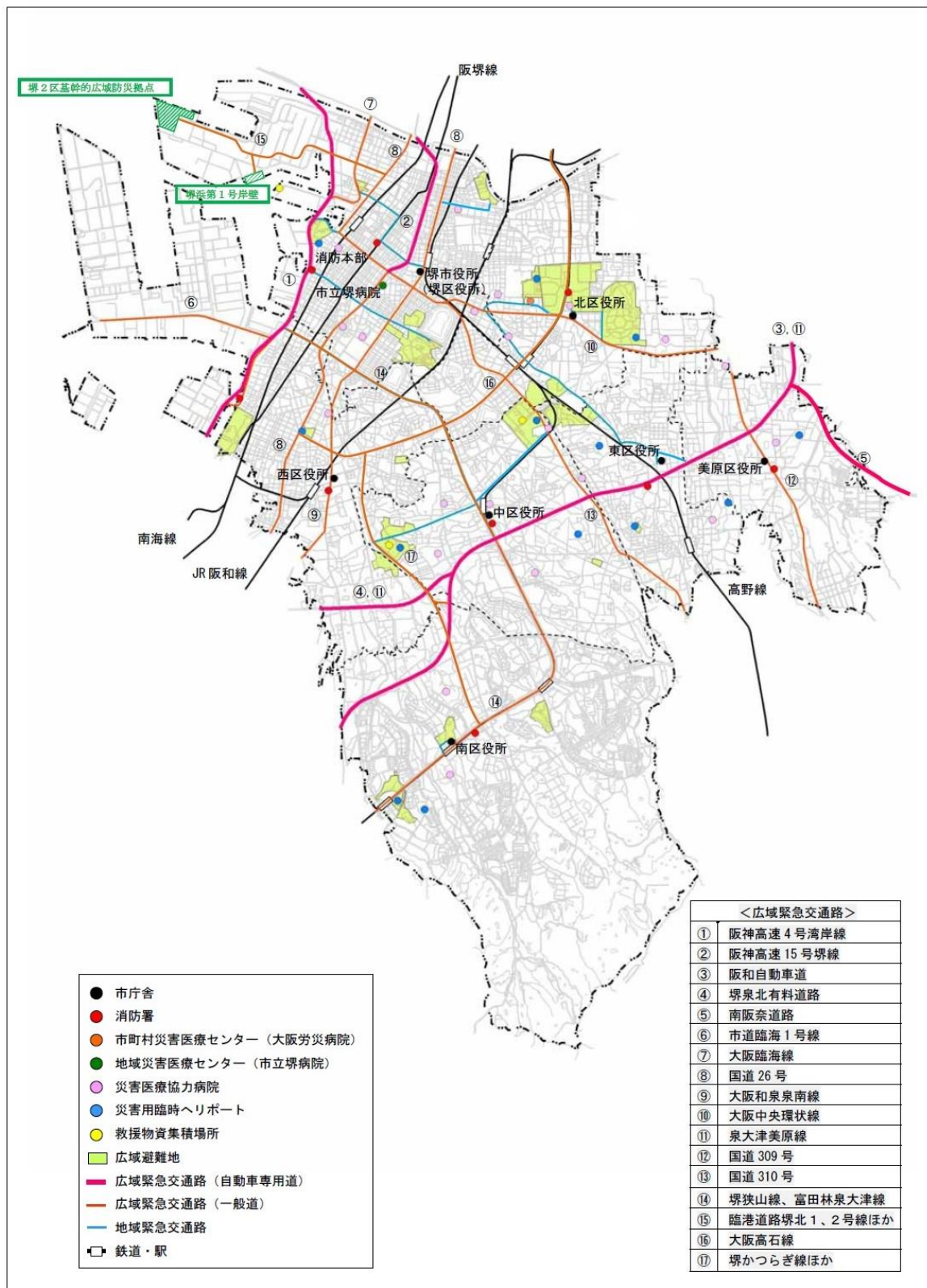
以下の道とする。

- ① 平成30年堺市地域防災計画に定める緊急交通路
- ② 緊急車両が防災拠点施設又は①の緊急交通路から救急病院、広域避難地、災害用臨時ヘリポート、水門又はポンプ場又は消防利水等に至るまでの経路
- ③ 住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路

広域緊急交通路、地域緊急交通路：

広域緊急交通路は、災害発生時に救助・救急、医療、消火ならびに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、大阪府が定めた道路をいう。地域緊急交通路は、堺市内の防災関連施設を結ぶ主な道路で、市が定めている。

広域・地域緊急交通路図



堺市地域防災計画【資料編】(平成24年6月)より